

秋田県告示第574号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年12月5日

秋田県知事 鈴木 健太

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
1 くろまぐろ（小型魚） (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 57.0トン (2) 知事管理区分に配分する数量 <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>秋田県くろまぐろ（小型魚）</td><td><u>56.8トン</u></td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（小型魚）	<u>56.8トン</u>	1 くろまぐろ（小型魚） (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 57.0トン (2) 知事管理区分に配分する数量 <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>秋田県くろまぐろ（小型魚）</td><td><u>54.2トン</u></td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（小型魚）	<u>54.2トン</u>
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（小型魚）	<u>56.8トン</u>								
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（小型魚）	<u>54.2トン</u>								
2 くろまぐろ（大型魚） (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 60.6トン (2) 知事管理区分に配分する数量 <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>秋田県くろまぐろ（大型魚）</td><td><u>60.4トン</u></td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（大型魚）	<u>60.4トン</u>	2 くろまぐろ（大型魚） (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 60.6トン (2) 知事管理区分に配分する数量 <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>秋田県くろまぐろ（大型魚）</td><td><u>57.6トン</u></td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（大型魚）	<u>57.6トン</u>
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（大型魚）	<u>60.4トン</u>								
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（大型魚）	<u>57.6トン</u>								